

## ひょうご産学官連携コーディネーター協議会規約

### (名称)

第1条 この会は「ひょうご産学官連携コーディネーター協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、兵庫県下の大学や研究機関等で活動する産学官連携コーディネーターについて、相互の情報交換・共有と有機的なネットワークの構築、更なる専門能力の向上等を図り、もって県内大学、企業等の連携による研究活動の効率的、効果的な推進に寄与し、県内産業の技術の高度化、新技術・新産業の創出を促進することを目的とする。

### (定義)

第3条 本規約における産学官連携コーディネーターとは、以下のような業務に従事する者をいう。

- (1) 所属する組織の有する研究開発資源その他研究開発に係るニーズ・シーズの紹介、斡旋及び連携の構築
- (2) 大学、企業等による共同研究等の連携事業の企画、調整及び研究開発プロジェクトに係る渉外、契約、資金の調達・管理、知的財産の管理等の運営管理
- (3) その他大学、企業等の研究開発の実施、事業化等の支援

### (事業)

第4条 協議会は、上記の目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1) 会員相互の定期的な情報交換会、活動報告会、交流会の実施及び連絡体制の構築
- (2) 研究開発資源その他研究開発に係る大学、企業等からの相談への対応
- (3) 会員の所属する組織の研究資源の概要や共同研究に係る取り組み事例の情報発信
- (4) 会員のコーディネート技能向上のための事業
- (5) その他上記の目的を達成するために必要な事業

### (構成)

第5条 協議会は、運営委員及び会員から構成される。

- 2 運営委員は、産学官連携コーディネーターが所属する組織で、産学官連携コーディネーターの業務を管理し、又は補助する者の中から、会長が委嘱する。
- 3 運営委員は、会長の求めに応じて、産学官連携コーディネーターの活動が効率的、効果的に行えるよう必要な意見を具申し、又は必要に応じて協議会の活動に協力する。
- 4 産学官連携コーディネーターの業務に従事する者で、会員になる者は、その旨を申し込み、会長が受理して会員となる。

(役員)

第6条 会長は、運営委員又は会員の中から総会において互選する。会長は、協議会を代表し、その活動を総理する。

2 副会長は2名とし、運営委員又は会員の中から会長が指名する。副会長は、会長を補佐する。

3 幹事は、20名以内とし、会員の中から会長が委嘱する。幹事は、協議会の運営に関して重要な事項について総会に提案し、及び毎年度の事業計画その他会長が必要と認める事項について決定するとともに、会長の求めに応じて本会の活動についての意見を述べる。

(総会)

第7条 総会は、会長が招集し、運営委員及び会員で構成する

(設立)

第8条 協議会は、発起人により本規約を定めることにより成立する。

2 総会は、設立後、会長が選任されるまでは、発起人により構成される。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、公益財団法人新産業創造研究機構に置く。

(補足)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(付則)

この規約は平成23年8月4日から適用する。